おおさか人権情報誌

そうぞう

2011.3
No. 29

特集 人を支援する

加藤めぐみさん（ハンセン病回復者支援センター）
田中俊英さん（ＮＰＯ法人青少年自立支援施設 淡路プラッツ 代表）

隔離されたハンセン病療養所のある長島にようやく架かった橋（岡山県）

人権随想／4ページ
「人を援助すること」の意味を考える
岩間伸之さん（大阪市立大学）

このひと／6ページ
少しずつ、しかし根底から生き方を変えた「人権担当」という仕事
大西英雄さん（大阪同和・人権問題企業連絡会理事長）

NPO・草の根活動／7ページ
アフガニスタン難民の生活を支援する会
みんなでつくる学校　とれぶりんか

人権相談の現場から／8ページ
ひきこもりに関する人権相談

解説／9ページ
大阪府子どもを虐待から守る条例が施行されました

大阪府では…／10～11ページ
人権啓発フェスティバル「ハートフルおおさか2010」を開催しました
第29回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式を開催しました
人権学習シリーズVol.7『みえない力―つくりかえる構造―』を作成しました

お知らせ／11ページ

まちを歩く【第25回】／12ページ
魂よ安らかなれ―ロシア兵墓地―（泉大津市）

人権啓発詩／12ページ
「友だちってだいじ」「世界に同じ人はいないから」

特集 人を支援する

様々な人権問題や格差社会の進行の中で、社会から排除され孤立するという問題が起こっています。
このような状況にある人々を支援する支援者の取り組みから、人権問題の解決の方向を考えます。

ハンセン病回復者支援は国の「つぐないの施策」として最優先を

加藤（かとう）　めぐみさん
ハンセン病回復者支援センター
（社会福祉法人大阪府総合福祉協会）

障がい者運動からハンセン病問題へ

娘が脳性麻痺という障がいを持ったことがきっかけで、ずっと障がい児保育・教育運動や障がい者運動に関わってきました。2001年の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の勝訴後、大阪で開催されたハンセン病問題のシンポジウムにシンポジストとして参加したのがハンセン病回復者との初めての出会いです。徹底した隔離政策が国主導でおこなわれていたことや、療養所での断種や堕胎がまかり通っていたことなどを知り、障がい者問題のもっともひどい形がハンセン病問題に表れていると感じました。国賠訴訟の勝訴後も課題が山積しているのもわかり、「ハンセン病問題を風化させてはならない」とハンセン病問題に取り組むようになりました。

聞き取り調査から浮かび上がった実態

2008年に、ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・関西実行委員会の一員として、療養所の退所者や非入所者（らい予防法下で隔離政策から「逃げ切り」、地域で生活を続けた人）の聞き取り調査をしました。平均年齢68歳と高齢化するなかで、体調が悪くて病院を受診した時にハンセン病歴を隠しているために適切な治療を受けられなかったり、介護サービスを受けられずにいる人、親族に迷惑がかかると考えて病歴を明らかにできない人たちがいました。実際、医師にハンセン病歴を伝えたために個室に移されたり、肺炎で入院しているのに聴診器も当ててもらえなかったり、医師や看護師がマスクと手袋を着用して接するようになったという経験をもつ人たちがいます。

救いだったのは、非入所の80歳代の女性が「生きがいはデイサービス」と答えていたことです。経済的な補償も重要ですが、人とのつながりが生きがいなのだと教えられました。

今も療養所で暮らす人たちの問題も深刻です。がんや心臓疾患など重い病気になった時は、外部委託された大学病院や医療センターで治療を受けるのですが、ハンセン病に対する知識は十分とはいえません。療養所内での医師や看護師などの欠員も著しく、介護も人手不足で、入浴回数が減らされるなど、生活の質がどんどん落ちています。入所者の平均年齢は81歳で、毎年多くの方が亡くなっています。入所者が最後まで安心して医療と介護を受けられることを保障するのが国の責任ですが、厳しい現状にあります。

さらに、家族の問題も深刻です。ハンセン病に対する偏見のために、家族にハンセン病歴を打ち明けることもできずにいる人もいます。ふるさとに残っている家族から縁を切られた人もおり、地域で暮らす家族への働きかけはとても大切です。ハンセン病だった親を持つ遺族や家族の受けた差別も忘れてはならず、幼い頃に親と引き離されて不安でさみしい思いをした人々の受けた人生被害ははかりしれません。

「人生被害」を置き去りにしない姿勢を

2009年4月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称：ハンセン病問題基本法）では、「国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの」はすべてハンセン病問題である（第1条）と規定し、このハンセン病問題の解決の促進のための法律だとその趣旨をうたっています。ハンセン病回復者や家族に対する施策は国としての「つぐないの施策」であり、一般施策に優先するという姿勢が必要だと私は考えます。

昨年、家族にもハンセン病歴を隠してきた男性が亡くなりました。がんで、もう長く生きられないと知って、初めて家族に明らかにされたそうです。「もっと早く話してくれたら、もっと楽しい人生を一緒に歩めたのに」と泣かれる家族の姿に、あらためてハンセン病問題は隔離政策による「人生被害」だと感じました。

ハンセン病問題から何を学ぶかということが大切です。地方公共団体が事業費を組み、委託したりしている「ハンセン病回復者支援センター」は大阪にしかありません。市町村に相談窓口がある府県も大阪だけです。大阪のハンセン病問題に対する取り組みは全国でも先進的です。この取り組みをぜひ全国に広げ、多くの人に知ってほしいと思います。

ハンセン病回復者支援センター
TEL:06-6711-0003　FAX:06-6711-0012

自分の生き方を見せながら ひきこもる若者たちと向き合う

田中（たなか）　俊英（としひで）さん
NPO法人青少年自立支援施設
淡路プラッツ 代表

就労支援と精神的支援が同時に求められる

ひきこもっている子どもの支援をボランティアで始めたのは、20年ほど前からです。当時は登校拒否といわれていて、中高生世代が対象でした。やがて問題の根深さに気づき、2000年に淡路プラッツのスタッフになりました。それでもまだ20歳でひきこもっていると聞くと驚いたものですが、現在では30歳前後が会員の中核になっています。

若者の問題に特徴的なのは、労働問題であると同時に心の問題でもあるということです。2000年代半ば頃にニートや『若者が社会的弱者になる』（宮本みち子著）という本が話題になり、現在では非正規雇用の拡大がはっきりと認識されていますが、ひきこもりと若者の就労困難とは関連しています。同時に社会参加できないことで精神的な危機に立たされる若者も出てきます。就労支援と精神的支援が同時に求められるのです。

時間をかけて人への信頼感を取り戻す

プラッツは3階建ての建物で、3階は個人的カウンセリング、2階は集団生活訓練の場、1階は就労に向けてトレーニングをする場となっています。まずは3階でこれまでのことや悩みなどを聴き、信頼関係を築きます。自分の居場所だと感じられるようになったら、2階でほかのメンバーと一緒に料理や作業をしたり、外へ出かけたりします。人にもよりますが、3階から2階へ移行するのに2,3年かかるのもよくあることです。2階に慣れ、気持ちの準備が整えば、1階で就労をめざします。スムーズに進むわけではなく、3階と2階、2階と1階とを行ったり来たりすることも多々あります。

個人的カウンセリングといっても、いわゆる心理カウンセリングではありません。雑談や好きなアニメの話で終わる日も多いのです。はたから見ればダラダラしゃべっているだけに見えるかもしれませんが、いじめなどで人間関係に大きな不安や不信感を抱いている人が多いので、まずはいかにリラックスしてもらえるかが大事なのです。

精神療法と呼ばれるものはいろいろありますが、突き詰めれば人への信頼を取り戻すためのスキルではないでしょうか。ぼくたちは一人ひとりの生活に寄り添いながら、より生きやすくなるためにどうすればいいのかを一緒に動きながら考えていくという方法を大事にしています。病院のカウンセラーや医師は個人である前に専門家ですが、NPOの職員は専門家であると同時に自分自身の生き方も見せるという部分があり、これもNPOならではの武器だと思います。福祉医療の専門職とはまた違うやりがいを感じています。

社会の認識が進み、支援がしやすくなった

この3、4年で、若者の生きづらさは個人の問題ではなく、社会の問題であるという認識が社会全体で共有されるようになりました。私たちのようなNPOが行政と連携できたりして、支援活動がとてもしやすくなりました。理解を求めるだけで大変だった時代から、やっと問題自体に取り組める時代になりました。若者の生き方も今まで以上に多様化していくでしょう。暗い部分が強調されがちですが、ぼくは希望を感じています。

NPO法人青少年自立支援施設 淡路プラッツ
TEL/FAX:06-6324-7633
http://www4.ocn.ne.jp/~awjplatz/

支援を進めるお二人の活動から、支援する方自身が自らにも問いながら、支援を受ける方の気持ちにぴったりとつながっておられると感じました。「人を支援する」ことは、自らを問い、その人権問題と自分とのかかわりを見つけることなのかもしれません。

人権随想

「人を援助すること」の意味を考える
ー価値の根幹にあるものー

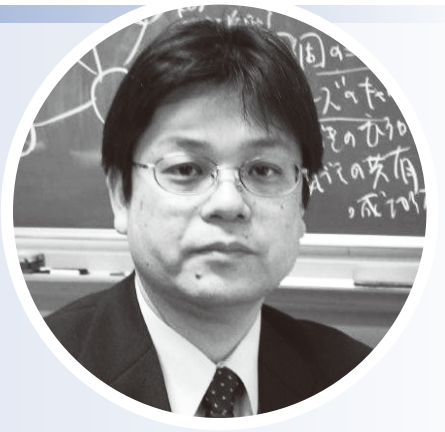

准教授 岩間（いわま） 伸之（のぶゆき）さん
（大阪市立大学大学院生活科学研究科）

1. はじめに
ー対人援助の本質へのまなざしー

専門職として人を援助するということはどういうことか。そこに明確でシンプルな答えを求めることは難しい。それがクライエント（本人）一人ひとりの生活や人生に深くかかわることであればなおさらのことである。その一方で、専門職としての実践を社会に向けて説明し、その実践を客観的に評価することが求められる時代がやってきている。これらをどのように折り合いをつけるのか。

本稿では、そこに答えを求めるべく、その実践の根拠となる「価値」に目を向け、対人援助の根幹に位置する本質に焦点を当てることにする。ここでいう「価値」とは、実践を方向づける理念・思想・哲学のことであり、実践の根拠となるもののことである。

2. 対人援助がもつ特性
ー何をもってよしとするのかー

社会福祉領域をはじめとする対人援助の領域においては、「何をもってよしとするのか」を見極めることは容易ではない。命を守ることや最低限度の生活を保障することだけが対人援助ではないからである。所与の条件のもとで、その人にとっての意味のある生活や人生を模索することを視野に入れなければならない。

しかしながら、対人援助をこのようにとらえた瞬間、「何をもってよしとするのか」に答えを求めることが難しくなる。生活上の課題やニーズの解決策、ゴールのあり方はきわめて多様であるし、同時にきわめて個人的なことでもある。そして、そもそも個人の生活や人生に深くかかわる内容について、当事者以外の第三者が決定できることでもない。本人がどのような変化をすれば援助が成功したことになるのか。それを追究する延長線上に、本人にとっての生活の質の向上とは何か、幸福とは何かという大きな課題が位置づけられる。

このことは、対人援助の評価の難しさにも直結する。たとえば、誰からみるかによって評価内容が大きく異なることも難しさの一つである。当事者本人からみた評価、専門職からみた評価、あるいは家族や地域住民等の周囲からみた評価は、必ずしも一致するものではないだろう。また、援助の取り組みが本人にとってどうであったのかが理念的にも重要となるが、判断能力が不十分な人の場合等、本人自身に「質」について尋ねることの難しさと限界もある。さらに難しい課題として、判断能力の有無にかかわらず、本人が「満足」と答えればそれでいいのかということも指摘できる。クライエント本人の気づきのレベルと専門職のミッションや専門的判断とどのように折り合いをつけるかということである。

こうしたゴール設定や評価の難しさは対人援助がもつ内在的特性といえるが、それゆえそこに答えを見出す枠組みが求められることになる。

3. 実践の根拠としての「価値」の位置と意味

対人援助は、知識·技術·価値という3つの要素が三位一体となって専門的な働きかけが提供される。専門職である限りにおいて、直接的には専門的な知識と技術でもって対象に働きかけることになるが、その際もう一つの「価値」の存在が大きな意味をもつ。ここでいう「価値」とは、援助者が個人的にもつ価値観のことではない。対人援助の専門職として共通にもっておくべき価値基盤のことである。言い換えれば、実践の根拠となるものであり、「援助を方向づける理念·思想·哲学」と説明できる。知識と技術をどのように、またどの方向に向けて活用するかは、「価値」によって決まることになる[1)]。

前述したように、対人援助において「何をもってよしとするのか」を見極めるのが難しいという特性を踏まえたとき、この「価値」のもつ意味はきわめて大きくなる。実践の根拠となる価値と乖離した実践は、援助者が都合のいいように誘導したり、勝手にゴールを設定したり、周囲の強い声に流されたりすることになりかねないからである。

4. 取り組みの主体は本人自身であること
ー価値としての「本人主体」の思想ー

では、実践の根拠となる「価値」の内容はどのようなものか。ここでは、その価値のうち、その根幹に位置するものをとりあげたい。それは、「取り組みの主体を本人自身に置くこと」である。

援助の対象となるクライエントとは、治療や変容の対象でもなく、また専門職によって問題解決をされる存在でもない。対人援助とは、ワーカーとの援助関係のなかでクライエント自身が自分の問題を解決していくための取り組みでなければならない。生活上の課題や問題を解決する。その際の主語は、本人以外あり得ないということである。それは、個人に降りかかるさまざまな課題を誰も肩代わりできず、他人は請け負うことができないという厳然たる事実に起因する。

したがって、対人援助は、本人自身が問題解決できるようにすることにすべてが焦点化されることになる。たとえば、援助過程とは、援助者の過程ではなく、クライエント本人が問題解決に向けた本人の過程でなければならない。援助者はその歩みを専門的に支えることになる。また、援助の重要な原則として位置づけられる自己決定の原則とは、本人に決めてもらうことではなく、本人が決めるそのプロセスを支えることなのである。

何をもってよしとするのか。その答えを本人自身が導き出せるように専門的に支え続ける。その行き着いたところがゴールとなる。

5. おわりに

クライエント自身が、今の自分の現実を直視し、抱える課題や問題に向き合い、自分と社会とのつながりを意識し、そこに湧く自分の感情を受けとめ、そして自分の生きる意味と存在する価値を見つけようとする。専門職としてその過程に付き合う援助者の役割は重く、また「人を援助すること」の意味は深い。同時に、最大の魅力もそこにあるはずである。

本人は、その本人の人生を生きるしかない。対人援助とは、自己実現に向けた本人の歩みを社会関係というつながりのなかで支えていく専門的な営みのことなのである。

注

1）次の文献では、この「価値·知識·技術」の三者の位置づけを図式化して示している。
岩間伸之『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社, 2008年, p. 4。

（参考文献）
岩間伸之「困難事例とは何かー3つの発生要因と4つの分析枠組みー」『ケアマネジャー』第11巻第9号, 中央法規出版, 2009年, pp. 16-19。
岩間伸之『対人援助のための相談面接技術ー逐語で学ぶ21の技法ー』中央法規出版, 2008年。
岩間伸之「対人援助の『質』を考えるーソーシャルワーク研究の観点からー」『ケアマネジャー』第8巻第6号, 中央法規出版, 2006年,pp. 22-25。
岩間伸之「『人を援助すること』の意味」『ケアマネジャー』第7巻第1号, 中央法規出版, 2004年, pp. 11-13。

このひと

少しずつ、しかし根底から生き方を変えた「人権担当」という仕事

大西 英雄さん
大阪同和・人権問題企業連絡会理事長

ショックだった人権推進部への異動

若い世代とも熱く語り合い、あらゆる学習会に熱心に参加する。大西英雄さんは、大阪同和・人権問題企業連絡会理事長という肩書きをもつが、そんな枠を飄々と超えているように見える。しかし、以前は大きく報道される人権侵害にも関心をもたず、仕事最優先の会社人間だった。

勤めていた損害保険会社で、入社23年目にして人権推進部に異動となった。ショックだった。「営業こそが主であるという思いと、人権担当という部署に勝手にマイナスイメージを抱いていたんですね」と苦笑いする。でも、社長の「人権は本業の基本である」という言葉を聞いて、自分の中にすとんと落ちた気がした。

多様な人がいることを身をもって学ぶ

異動した人権推進部で、大西さんは人権研修の企画と運営を始める。もともと好奇心旺盛で勉強熱心。まずは各職場の管理職が既製のビデオリストから選んで行っていた研修を、人権推進部がテーマ設定をして全社統一のオリジナルテキストを作成し、それをもとに行う方法に変えた。研修後は報告書とともに受講者の感想文を送付してもらうことにした。

ある時、「今日のビデオは何もわからなかった」と1行だけ書かれた感想文があった。

「この人は何を書いてるんだ、あのビデオがどうしてわからないのかとムッとしました」。報告書を確認すると、「うちには耳の聞こえない職員がいます。今後はテロップの入ったビデオを選んでください」と書かれていた。「頭をぶん殴られたような気持ちでね。偉そうなことを言いながら、自分の職場に耳の不自由な方がいるとは考えたこともなかった。」

あわてて手話センターに手話の手配を申し込むと、「耳の不自由な人といっても、中途失聴の人、生まれつきの人、大声なら聴こえる人といろいろです。みんながみんな手話ができるわけでもありません。その方が何を望んでいるのかを訊いてこられたのですか」と問われた。「さらにショックでした。社会にはいろんな人がいるんだということを身をもって教えられました。」

この経験をきっかけに障がい者問題に取り組む。在日コリアン、パワハラやセクハラなど、どんなテーマにも取り組んできたが、どれも当事者の声を聴くことを大切にしてきた。

人権を学ぶなかで家族を抑圧する自分に気づく

さまざまなテーマを通じて人権とは何かを考え学び続けるなかで、大西さん自身が少しずつ変わってきた。「昔はテレビを観たり、新聞を読んだりしながら、家族の話は受け流して、子どもに『勉強はしたのか』と頭ごなしに説教していた。連れ合いには『あなたは私や子どもたちに対してどれだけ差別発言をしていたか』とよく言われます」とまたも苦笑い。「目の位置が変わったと思います。」今は自ら食卓を整え、コーヒーを淹れる。習い事に出かける妻の送り迎えも買って出る。

今、娘からは「お父さん、どうしてもっと早く人権の担当になってくれなかったの」と、息子には「いい話ばかりせず、自分のマイナス部分も話してよ」と言われる。「昔のことは取り返せないけど、これからいい関係を築いていくことはできる。若い頃は出世を夢見ていたけど、今は家族も含めて人と心を通わせたり、助けてと弱みも素直に出せる自分がうれしいですね。」

NPO・草の根活動

アフガニスタン難民の生活を支援する会

日本では、難民認定を受けること自体が難しいのですが、難民認定を受けることができても、いざ家族を呼び寄せるという時になると、呼び寄せの手続き、家族で住むところ、子どもたちの教育のこと、お連れ合いさんの日本語学習、家族が生活していくための仕事と、念願の家族そろっての生活であっても大きな困難があります。国による難民に対する支援制度が十分とは言えない中、家族を呼び寄せた時、本人だけではどうしようも解決できないことはもちろん、周りの友人が力を合わせてもできることには限界があります。

ところで、難民にかかわる支援活動は、海外の難民の支援はもちろんですが、日本に逃れて来ることができた人々が難民として認定されるための難民申請などの支援も従来から行われてきました。大阪では、難民認定申請にかかわっては、アムネスティ・インターナショナル、シナピス（カトリック大阪大司教区　社会活動センター）、RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）、RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）といった団体が取り組んでおられます。しかし、難民認定を受けることができた人々への生活支援を主な目的としている会はほとんどなく、難民認定申請を支援しているこれらの会や、そのスタッフなどが個人的なつながりの中で支援している場合が多いと思います。

わたしたちの会は、そのような中、難民認定を受けたアフガニスタン難民の今見さん（日本国籍を取得され現在は今見姓となっています）が、長年離ればなれになっていた家族を日本に呼び寄せるにあたって、家族が日本で生活するには様々な困難があるため、なんとかしなければと、今見さんを支えてきた人々が中心になって和泉市で2002年5月につくられた会です。

私たちの会は、活動の特長としては、日本社会の様々なルールや習慣についての相談など地域に根ざした近所づきあいの延長の活動と、住居や仕事探し、様々な行政機関や学校、病院等との連絡調整や関係者の理解や協力を得るための働きかけの両方を、きめ細かく行っていることです。また、家族への日本語教育・識字活動や地域や関係者の理解を得るための学習会や交流キャンプ等も実施しています。そのような地道な活動が認められ、2007年には大阪府の「草の根人権賞」の奨励賞もいただきました。

家族には4人の子どもがいらっしゃるのですが、来日した当時は小学生だった子どもたちも、一番上の子どもは、去年、大学に入学し、2番目と3番目の子どもは高校生、末っ子は中学3年生になりました。子どもたちの成長には、地元の信太小学校、信太中学校の理解がえられ、支援をしてくださったことが大きかったと感謝しています。

私たちの会は、会員が数十名と大きな会ではないのですが、会員一人ひとりができることを、それぞれが今見さん家族との交流をしながら行っています。難民の支援といっても、難しいことではなく、まずは家族とのつきあいからはじまります。この会の活動にかかわってみたいと思ってくださる方は、ぜひご連絡をください。

〈連絡先〉
アフガニスタン難民の生活を支援する会 事務局
和泉市伯太町1247-7　TEL:0725-43-1047

みんなでつくる学校 とれぶりんか

私たちは、「みんなでつくる学校とれぶりんか」というフリーサークルです。

4つの世代（①おじいさん、おばあさん②おじさん、おばさん③若者④子ども）で4つのテーマ（①福祉②環境③人権④平和）に取りくんでいます。

「不登校」「ひきこもり」「ニート」「障害児・者」「リストカッター」「うつ」など、社会的に弱い立場におかれている仲間たちの居場所づくりとしてスタートしました（2003年11月）。現在、音楽部、とれぶりんか劇団、子ども劇団、畑プロジェクト'つちのこ'とれぶカフェ、ふれあいバドミントン等10の専門部が自立的に活動しています。

子どもたちや若者たちの目線で見つめてゆくなかから、さまざまな社会の課題が透けて見えてきます。地域のコミュニティは劣化し、どの世代も孤立化傾向にあり、家族の絆さえ危ぶまれるほどです。

どうすれば、再生してゆけるのか。

私たちは、何よりも目の前の一人ひとりをつないでゆくことを大切にしてゆきます。課題を背負った子どもや若者こそ、取り組みのリーダーとして育ててゆけるのではないか。自らの痛みを通して働きかけてゆくことで、大人のしがらみも含めた厚い壁を破ってゆくことができるのではないか。その中から得た自信と喜びが、若者たちを変えてゆきます。

今、全力でとりくんでいるのが、「世代をつなぐ生命（いのち）のバトンリレー」という取り組みです。被爆、ハンセン病、水俣病、沖縄戦など当事者が80歳をこえる高齢となられ、語り継がれなければならない大切な話が、直接にうかがうことがまもなく不可能になってしまいます。こうした先達の歴史や想いを、今の子どもや若者たちの言葉と思いで、しっかりと受け取め記録してゆきたいと考えています。

ホームルームや、紙芝居、演劇、音楽などを通じて発信してゆきます。そんな子どもや若者たちを応援して下さい。お願いします。

〈連絡先〉
みんなでつくる学校　とれぶりんか　事務局
TEL:090-4289-5317　TEL:072-826-3552

人権相談の現場から

ひきこもりに関する人権相談

相　談

20代の息子は、高校卒業後、何年にもわたって大学入学試験を受験するが不合格が続き、今年は受験をしないで過ごした。その後は家にひきこもりの生活を続け、最近では外出もしない。家族が声をかけても返事が返ってくることが少なく、会話は弟とテレビゲームをしているときぐらい。このままの生活が続くと、将来にわたって社会に出られなくなるのではないか心配している、と母親からの相談があった。

両親と小学4年生の弟、祖母の5人家族。中･高校生時代は核家族の4人で2度の転居により現在地を離れ、転校先の学校でいじめの被害を受けて、今も心の傷として残っている。

本人自身はこのような環境にあって学業や進学で父からの抑圧を感じ、高校時代には強迫神経症を発症して断続的な不登校状態にもなっている。大学受験にあたって現役と1浪時は父親主導により学校選択をして、本人の能力以上の学校を受験していた。

対　応

親との面接を数回経て、これまでの経過や家族全体の考え方を理解した後、本人の来所が困難なことから家庭訪問により面談を試みた。最初は拒否的な感じであったが3回目の訪問時に自ら来所の意思を示し、支援団体のカウンセリングに参加する。1年余りの期間、定期的に支援団体に通所し、様々な作業体験を重ねて能力の向上をみた。また、職員と一緒に作業を続ける中で、他人との人間関係の距離のとり方も学び、自立に向けて自信を深めていった。今春、社会保険適用の事業所に非常勤職員として採用されて、一人住まいを始めている。

家族関係の問題に加えて、いじめの被害を受けて対人不安や不信の問題を引きずったまま、社会的な活動ができない事例が増えている。いじめの問題は、当事者にとって重大な人権侵害であると同時に、社会全体としても大きな損失を伴うという認識で対応する必要がある。

なお、2010（平成22）年4月に「子ども･若者育成推進支援法」が施行され、ニートやひきこもりなどの子どもや若者が抱える問題に対して、総合的な施策を行うとともに、社会生活を営む上での困難を有する子ども･若者を支援するためのネットワークの整備が進められている。

お問い合わせ
（財）大阪府人権協会　人権相談
TEL:06-6581-8634　FAX:06-6581-8614

解・説

大阪府子どもを虐待から守る条例が施行されました

【条例制定の背景】

大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談件数は、2008（平成20）年度2,955件、2009（平成21）年度3,270件と全国的に見ても高い水準にあり、市町村の相談対応件数についても、2008（平成20）年度5,950件、2009（平成21）年度6,471件と増加傾向にあります。また、2010（平成22）年は、大阪府内において児童虐待により子どもが亡くなるなど重大な事案が相次いで発生しました。こうした状況を受け、2010（平成22）年9月議会において、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が全会一致で可決成立し、2011（平成23）年2月1日から施行されました。

【条例の概要】

『目的、基本理念』

この条例は、基本理念として、虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならないことを定め(第3条)、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。(第1条)

『虐待の定義』

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に加え「経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいいます）」についても虐待と定義づけました。(第2条)

『府の責務』

府は、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、実施すること、また、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制の整備を行うこと等を府の責務として定めています。(第4条)

『府民等との協働』

第5条から第7条では、それぞれ、府民との協働、保護者との協働、関係機関等との協働規定を定めています。府は、府民、保護者、関係機関等と協働して虐待防止施策に取り組むこととされました。

『年次報告』

知事は、毎年、府の虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならないとされました。(第9条)

『啓発活動』

府は、子どもを虐待から守ることに関する府民の理解を深めるために必要な広報･啓発活動を行うものとされました。(第10条)

『予防』

府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援や、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めることとされました。(第11条)

『早期発見及び早期対応』

府は、虐待の早期発見のため、市町村及び関係機関等との連携を十分図ること、地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うこととされました。(第12条)

また、通告後の対応について、定めており、虐待通告があった場合、子ども家庭センター所長は、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも48時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認をしなければならないとされました。この場合、保護者及び保護者以外の同居人は安全確認に協力する義務があることとされました。

また、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、府は安全確認の協力を求めることとし、府から協力を求められた者は、協力するよう努めることとされています。(第13条)

府は、虐待の通告や虐待を受けた子どもに係る家庭等からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めることとされました。(第14条)

子ども家庭センター所長は、立入調査や一時保護を行うに際し、必要がある時は、警察及び市町村に子どもの安全確認及び確保のための協力を求めることとされました。(第15条)

『保護及び支援』

府は、虐待を受けた子どもに対し、心身の健全な発達を促進するために必要な支援を行うよう努めることとされました。(第17条)また、子ども自身が虐待から心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供等を実施するよう努めることとされました。(第19条)

虐待を行った保護者に対しては、子どもとの良好な関係を再構築するための援助の徹底に努めることとされました。(第18条)

『人材等の育成』

府は、市町村の人材育成や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図る支援を行うこととされました。(第20条、第21条)

また、府は、地域の子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携して、子育て支援及び虐待防止に取組む地域の団体等の育成に努めることとされました。(第20条)

大阪府は、本条例及び児童虐待防止法に基づき、未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域と連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めてまいります。

まわりの子どもに関心をもってください
～児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン～
―11月は児童虐待防止推進月間です―

Orange Ribbon Campaign

大阪府では…

■ 人権啓発フェスティバル「ハートフルおおさか2010」を開催しました

法務省、大阪府、大阪市、(財)人権教育啓発推進センターなどの主催による、人権啓発フェスティバルを、11月6日(土)・7日(日)に大阪市内のATC(アジア太平洋トレードセンター)ホールをメイン会場に開催しました。

著名人によるトークショーやコンサート、シンポジウム、キャラクターショー、展示ブースや物産展など、人権に関する多彩な市民参加型のイベントを通じて、広く人権意識の高揚と普及を図り、2日間を通して約62,400人の来場者がありました。

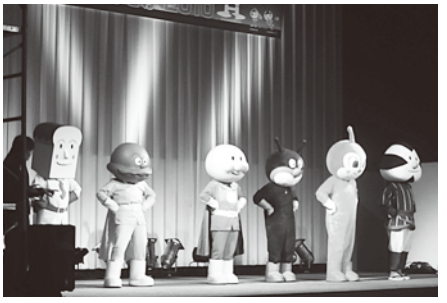

問合せ　大阪府府民文化部人権室　人権教育・啓発グループ
TEL:06−6210−9281　FAX:06−6216−9286

■ 第29回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式を開催しました

大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)では、府民の人権意識の高揚を図るため、府内の小・中学生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏期に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今年度は、1,224作品(詩部門　679作品、読書感想文部門 545作品)の応募があり、その中から24作品の入選作品が選ばれ、2月20日(日)にホテルプリムローズ大阪において表彰式を行いました。なお、入選作品集を作成しましたので、冊子(A5判)をご希望の方は下記あてにご連絡ください。
(ただし、部数に限りがあります)
※冊子は無料ですが、送料をご負担ください。

連絡先　〒559−8555 大阪市住之江区南港北1−14−16大阪府咲洲庁舎38階
大阪府府民文化部人権室　人権教育・啓発グループ
TEL:06−6210−9281　FAX:06−6210−9286

■ 人権学習シリーズ Vol.7『みえない力―つくりかえる構造―』を作成しました

私たちは、社会にある有形無形の構造のもとで暮らしています。人と人との関係性から文化、習慣、法律、制度まで、生活のさまざまな場に構造があります。そして、この構造のもとで、私たちは人や社会に対してさまざまな「力」を持っています。

しかし、子どもとおとな、教員と生徒、夫婦、部下と上司など、様々な場において「見えない力関係」が働いていて、それが抑圧につながることがあります。また、「あたり前」とすることが、多数であるものが少数者を認めないという、差別や排除につながることもあります。

人権学習シリーズVol.7『みえない力―つくりかえる構造―』は、生活の中にある力の関係性を取り上げ、それを支える構造や仕組みから差別の問題を考えていきます。この学習によって、その構造や仕組みの問題性に気づき、それを変えていく行動につながることを願っています。

内　容

□学習プログラム

左利きの国?!
大人が持つ力①（保護者編）―子どもの権利ってなんだろう?―
大人が持つ力②（支援者編）―異なる家庭背景に必要な支援とは?―
DVを切り口に力関係を考える
DVを支えているもの
誰の責任?―「不公平なイスとりゲーム」から考えよう―
「ふつう」がいちばん?!

体　裁

A4版　76ページ

※冊子が必要な方は下記あてにご連絡ください（ただし、送料はご負担ください。）

連 絡 先

大阪府府民文化部人権室
TEL:06−6210−9281　FAX:06−6210−9286
財団法人大阪府人権協会
TEL:06−6581−8613　FAX:06−6581−8614

お知らせ

高槻市

人権講座「心の豊かさを求めて」

■日時／6月4日(土)14:00～16:00
■内容／講演「トーク&フルート演奏　出逢いに感謝」～光のステージ～
■講師／ESPERANZA（エスペランザ）　■場所／高槻市立生涯学習センター多目的ホール　■定員／300名　■入場料／無料
■その他／申込み不要　手話通訳、要約筆記あり

平和展

■日時／8月4日(木)・5日(金)9:00～17:00
■内容／①資料展、折り紙づくり　②井筒和幸監督講演会(4日)　③音楽祭(5日)　■場所／高槻市生涯学習センター多目的ホール・展示ホール　■定員／②③は300名　■入場料／無料
■その他／申込み不要　手話通訳、要約筆記あり

人権啓発作品募集

■募集期間（予定）／9月初旬～10月中旬
■内容／人権に関する啓発作品を募集　標語、絵、作文
■入場料／無料
■（上記三事業）問合せ／高槻市人権まちづくり協会
TEL:072-674-7878　FAX:072-674-7877

ヒューマンライツ・フェスタ2011

■日時／8月20日(土)～21日(日)17:00～22:00(予定)
■内容／ミュージックフェスタ、盆踊り他　※詳細については高槻市人権まちづくり協会春日分局までお問い合わせください。
■場所／高槻市春日青少年運動広場　■入場料／無料
■その他／申込み不要
■問合せ／高槻市人権まちづくり協会春日分局
TEL:072-671-9609　FAX:072-671-9622

吹田市

憲法と市民のつどい
（主催:吹田市人権啓発推進協議会・吹田市・吹田市教育委員会）

■日時／5月28日(土)13時30分～16時(開場13時)
■内容／①コンサート「南米音楽の出逢い…」(仮)　■講師／桑原(くわはら)しんいちさん(フォルクローレギタリスト)ほか　②講演「私が歩んできた道と人権」～痛みのわかる社会へ～(仮)　■講師／野中広務(のなかひろむ)さん(元内閣官房長官)　■場所／吹田市文化会館「メイシアター」中ホール
■定員／500人　■入場料／無料　■その他／手話通訳あり
■問合せ／
吹田市人権啓発推進協議会（吹田市自治人権部人権平和室内）
TEL:06-6384-1539　FAX:06-6368-7345

大東市

憲法週間記念のつどい

■日時／5月13日(金)午後7時～午後9時(午後6時30分開場)
■内容／木山裕策　トーク&コンサート　■場所／大東市立総合文化センター大ホール　■定員／1,200名　■入場料／無料(入場整理券が必要)　■その他／手話通訳、要約筆記あり
■問合せ／大東市人権啓発室
TEL:072-870-9061　FAX:072-870-0907

河内長野市

河内長野市民まつり 第20回記念事業　平和教育セミナー

■日時／4月9日(土)午後1時～　■内容／「被爆者体験談」
■講師／梶本淑子さん(広島平和記念資料館 被爆体験証言者)
■場所／河内長野市立市民交流センター(キックス)4階イベントホール
■定員／280名(当日先着順)　■入場料／無料
■問合せ／河内長野市民まつり実行委員会事務局　河内長野市役所市民生活部自治振興課内
TEL:0721−53−1111　FAX:0721−56−1761
E-mail:jichishinkou@city.kawachinagano.lg.jp

貝塚市

憲法週間市民のつどい

■日時／5月7日(土)午後1時30分～3時30分(開場午後1時)
■内容／オープニング演奏 貝塚市クラシック音楽家協会　講演「戦場の現場から祈りを捧ぐ～命の大切さ　互いを愛し、敬うこと～」
■講師／渡部陽一さん(戦場カメラマン・ジャーナリスト)
■場所／貝塚市民文化会館(コスモスシアター)大ホール
■定員／当日先着1200人　■入場料／無料　■その他／手話通訳あり
■問合せ／貝塚市人権政策課
TEL:072-433-7160　FAX:072−433−7511

第25回

泉大津市

魂よ安らかなれ　ーロシア兵墓地ー

南海電鉄本線「泉大津」駅を降りて、北西に歩くこと500m。大きな市営墓地の一角に、白い玉石が敷き詰められ、低い墓石が7列に整然と並ぶ。その墓石にはロシア語が刻まれている。なぜ、ここにこんなに多くのロシア語の墓石があるのだろうか。

1904（明治37）年から始まった日露戦争では、多くのロシア兵が捕虜（ほりょ）となり、愛媛の松山をはじめ日本の各地に収容された。その数は8万人近くにものぼる。現在の大阪府高石市につくられた浜寺俘虜（ふりょ）（捕虜）収容所には、多いときで2万8千人の捕虜が収容され、それは当時の高石村の人口の8倍にもなった。収容所は、1906（明治39）年まで設置されたが、今はその面影はなく、南海電鉄高師浜駅前に高石市が立てたプレートがあるのみである。このあたりの整然とした道路は、俘虜収容所の名残といわれている。

この俘虜収容所では、89名の兵士が亡くなった。異国の地で寂しく命を落とした人を悔やみ、泉大津市の人々が、自分たちの墓地のうち約600平方メートルを提供して、ここにロシア兵の墓地がつくられた。このために、ここには89基の墓石が並ぶ。

このロシア兵墓地の中央には、当時の帝政ロシア政府が建てた五稜の石造慰霊碑がある。そこには、ロシア語やアラビア語、ドイツ語、ポーランド語、ヘブライ語の5か国語で「魂よ　安らかなれ」と刻まれている。これは、ここに眠る兵士の母国の言葉という。

また、そのそばには、元収容所長が墓地の建設の由来を書いた記念碑もある。そこには、「志ある者がロシア人の墓を建て、その中央にロシア政府が碑を建てて冥福を祈る」との意味が、漢文で書かれている。

青年の写真が飾られている墓石もある。そこには、未来を見つめる青年のまなざしがあった。戦争によって異国の捕虜となり、そこで命を落とした青年たち。その寂しさと生きて自国に帰れなかった無念さを思うとき、地域の人々が自分たちの土地を分けてでも、その気持ちに応えようとしたのだろう。今も地域の人々が、祖先を祭祀（さいし）するのと同じ気持ちで香華をたむけ、清掃を続けているという。この墓地が、戦争の過ちを心に刻み、二度と戦争を起こさないことを人々に訴えかけているように思えてならない。

建ち並ぶ墓石のすべてに、淡いピンク色の花が供えられ、冬の風に小さく揺れていた。

友だちってだいじ

守口市　小学二年生（当時）　田川知紗

あたしが
いじめられてないてたとき
友だちが
「だいじょうぶ。」
と声をかけてくれた
あたしは
心のなかで
「あったかいことばだなぁ。」
と思った。

世界に同じ人はいないから

貝塚市　中学三年生（当時）　分木亜衣子

世界に同じ人はいないから
みんな違ってあたりまえ
世界に同じ人はいないから
意見が合わぬこともある
世界に同じ人はいないから
人の目が気になるの？
世界に同じ人はいないから
孤独を感じてしまうみたい
世界に同じ人はいないから
誰かと一緒に居たくなる
世界に同じ人はいないから
違いをわかち合えそうね
世界に同じ人はいないから
助け合わなきゃいけないよ
世界に同じ人はいないから
みんなと一緒に生きたいの
世界に同じ人はいないから

2009年度（平成21年度）人権啓発詩・読書感想文募集事業（大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪）の入選作品より

2011年（平成23年）3月発行
この情報誌は7,000部作成し、1部あたりの単価は97円です。

発行／大阪府府民文化部人権室
〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎38階
TEL:06-6210-9281　FAX:06-6210-9286
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

編集／財団法人大阪府人権協会
〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階
TEL.06-6581-8613　FAX.06-6581-8614
http://www.jinken-osaka.jp

「そうぞう」とは　人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように―そんな思いが込められています。